

違反対象物公表制度

消防法令違反の建物を公表します

平成31年4月から、建物の利用者が建物の危険性について判断できるよう、消防職員が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を市ホームページで公表します。

■公表対象の建物

- ▷飲食店、百貨店、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物
- ▷病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物

■公表対象となる違反

消防法令で義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備）が設置されていない場合

■公表の時期

建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が是正されていないとき ※違反が是正されるまで公表します。

■公表内容

- ▷名称、所在地、違反の内容

《建物関係者の皆さんへ》

所有・管理する建物で、用途変更、増改築などの工事を行う場合は、必ず消防本部予防課に相談ください。変更や工事を行うことにより、新たに自動火災報知設備などの消防用設備が必要となる場合があり、設置されていないときは公表の対象となります。

問 市消防本部課 (☎0123)

大規模災害に備えて

家庭で食料・飲料を備蓄しましょう

大規模な災害が発生したとき、1週間分の食料や飲料の備蓄が望ましいといわれています。

必要な備え

- ▷1人1日3リットルを目安とした飲料水
- ▷ご飯(アルファ米など)、ビスケット、板チョコ、乾パンなどの非常食
- ▷常備薬や服用している医薬品など

※食料品を必要量よりも少し多めに買っておく、買い足しておくなど日常備蓄も大切です。家族の皆さんで確認し日頃から災害に備えましょう。

問 総務課 (内線224)

土岐市成人式典

日時 平成31年1月13日(日)  
午後2時00分～

場所 文化プラザ

対象 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方

※11月中旬に案内状を送付しました。住民票を他の市区町村へ移した方で、式典への参加を希望する方は、生涯学習課へ連絡ください。

問 生涯学習課 (内線272)

市道の凍結防止のための融雪剤を配布します

■配布方法

監理用地課または各支所にて配布します。原則として町内会長が手続きをしてください。配布対象は、市道など市の管理する道路です。1回に配布する量は、2袋(1袋25kg)程度が基本です。ただし、申し出内容により必要と認められる場合はその数とします。

■有効な散布方法

積雪時や道路が凍結しているとき、路面上に多少の水分がある場合に散布すると効果があります。また、1カ所にまとめて散布してもあまり効果はありません。薄く均等に散布してください。融雪剤が固まった部分は、竹ぼうきなどでならしてください。

注意してください

雪の降る前に散布すると、スリップ事故などの危険性があります。必ず積雪後に散布してください。また、散布時は交通事故に十分気を付けてください。



問 監理用地課 (内線303)